

八尾市社会福祉審議会について

1. 設置目的

社会福祉審議会は、社会福祉法第7条1項により、都道府県・政令指定都市・中核市に設置することとなっており、社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）の調査審議を目的としています。

2. 根拠法令等

社会福祉法、社会福祉法施行令、八尾市社会福祉審議会規則

3. 審議会の構成

審議会は、八尾市社会福祉審議会規則第2条により委員10人以内で組織することとなっており、社会福祉法第8条及び八尾市社会福祉審議会規則第2条により社会福祉事業に従事する者、学識経験者、市長が適当と認める者（その他の委員）のうちから市長が任命することとなっています。

※委員の構成（6人）は次のとおり。

社会福祉事業に従事する者 2人

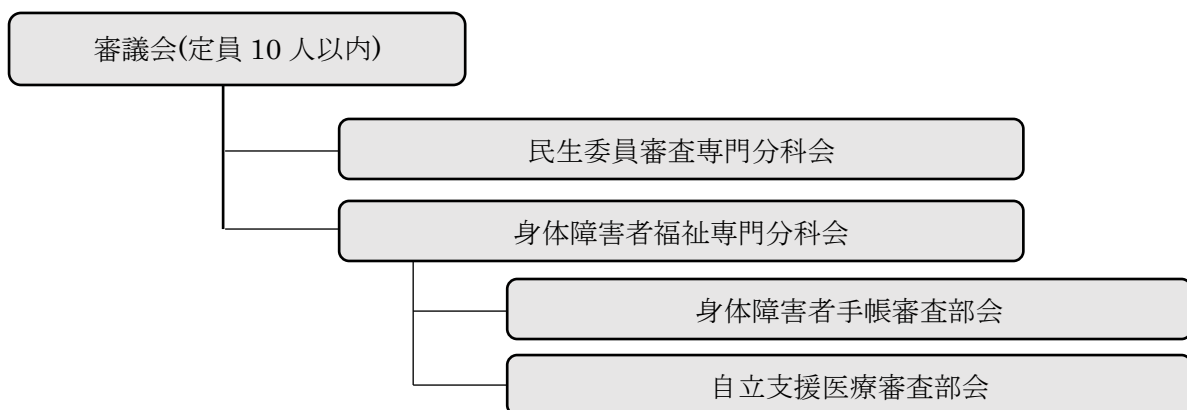
学識経験のある者 3人

市長が適当と認める者(その他の委員) 1人

4. 任期

任期は3年（平成30年5月1日～平成33年4月30日）

5. 組織（専門分科会及び審査部会）



6. 今後のスケジュールについて

- 平成31年度以降の専門分科会等の見直し、及び所掌範囲の拡充